

岡崎市作業届事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、作業届の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路で、道路法第8条の規定により市長がその路線を認定したものをいう。
- (2) 法定外公共物 道路法が適用されない道路及び河川法(昭和39年法律第167号)が適用又は準用されない河川並びに溝きょ、水路、湖沼及びため池(以下準用河川等)をいう。

(対象及び届出方法)

第3条 次に掲げるいずれにも該当しない作業であって、道路形態に変更がない路上での作業を行おうとする者は、作業届を市長に提出するものとする。

- (1) 道路法第32条の規定による道路の占用の許可又は岡崎市法定外公共物管理条例(平成12年岡崎市条例第25号)第4条の規定による法定外公共物の占用等の許可(同条第1号に係るものに限る。)
- (2) 承認工事(道路に関する工事で、その設計及び実施計画について、道路法第24条の規定の規定により市長の承認を受けたものをいう。)又は岡崎市法定外公共物管理条例第4条の規定による法定外公共物の占用等の許可(同条第3号に係るものに限る。)

2 作業届の届出方法については、次に掲げる書類を市長に提出すものとする。

- (1) 様式1に定める作業届 正本1部及び副本1部の合計2部
- (2) 第4条に掲げる添付書類 正本1部及び副本1部の合計2部

(添付書類)

第4条 作業届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 位置図 住宅地図の写しなど、作業箇所を明示したもの。また、車両通行止め等で迂回路の設定が必要な場合は、迂回の標識配置箇所、車両通行止め等の範囲を明示したもの
- (2) 保安設備図 作業箇所の規制方法及び有効幅員等を明示したもの。規制方法は、道路工事保安設備設置基準(愛知県)に準じた保安設備を設置し規制すること。
- (3) 総代承諾書 規制方法が通行止め及び車両通行止めの場合に添付(様式2)すること。
- (4) 現況写真 作業前の現場状況を写したもの
- (5) その他道路管理者が必要と認める書類

(事務処理)

第5条 市長は、提出された作業届の内容及び添付書類の有無を確認し、不足が無ければ、作業届の正本に収受印の押印及び届出番号を記載し、並びに作業届の副本に受付印の押印及び届出番号を記載する。

- 2 前項に規定する事務処理の後、届出者に作業届の副本及び第4条に掲げる添付書類の副本を返却するものとする。
- 3 届出者は、添付書類に記入漏れや記載誤り等の不備があった場合は、追記または訂正をするものとする。

(警察への申請、連絡)

第6条 届出者は、作業届の届出後、道路使用許可申請を警察に提出するものとする。また、事故が発生したときには、まず安全を確保し、道路管理者、警察に速やかに連絡するものとする。

(変更について)

第7条 届出者は、作業届の提出後に作業範囲や交通規制範囲に変更が生じた場合は、改めて作業届を提出するものとする。この場合において、届出方法及び添付書類は、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、第6条の規定により、既に道路使用許可申請を警察に提出しているときは、届出者は、道路使用許可申請の変更の申請の要否等について、警察に確認しなければならない。

(紛争等の解決)

第8条 届出者は、その作業が原因により発生した損害を賠償し、第三者との紛争を解決するものとする。

(作業に起因する道路または法定外公共物の損傷)

第9条 届出者は、その作業により道路または道路付属物、法定外公共物が損傷したときは、直ちに、市長に申し出なければならない。

- 2 前項の損傷が作業に起因すると市長が認める場合は、届出者は市長の指示に従い、道路または道路付属物、法定外公共物を届出者の負担において原形に復旧しなければならない。

(その他管理者との協議)

第10条 届出者は、国道、県道等の作業のため支障となるおそれのある土地が付近にある場合は、各管理者、所有者と協議するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、土木建設部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

岡 崎 市 長

届出者 住 所

氏 名
担当者氏名
(電話)

作 業 届

- 1 作業場所 岡崎市
- 2 対象施設 市道 線
法定外道路・法定外水路
河川(河川名:)
その他()
- 3 作業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
(作業時間 : ~ :)
- 4 内 容
- 5 理 由
- 6 そ の 他 道路使用許可申請については、申請者により手続きをいたします。
市管理物を損傷した場合は、市長に届け出てその指示を受け、申請者の負担において原型に復旧します。
その他、岡崎市作業届事務処理要綱を遵守します。

添付書類 位置図(住宅地図の写しなど) 交通規制図(迂回路、標識配置箇所記入)
保安設備図(規制箇所) 総代承諾書(通行止め及び車両通行止めの場合)
現況写真 その他必要な書類

* 作業届、添付書類は 2 部ご用意ください。

様式2

承 諾 願

令和 年 月 日

_____町 総 代

_____様

申請者または施工者 住 所 _____

氏 名 _____

次のとおり、道路交通規制について承諾してください。

- 1 作業場所
- 2 路線名
- 3 作業の概要
- 4 実施方法
- 5 作業の時期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 6 作業を必要とする理由
- 7 道路交通規制方法 車両通行止 ・ 通行止め
規制時間 ~ ()

上記のことについては、検討の結果異議なく承諾します。

令和 年 月 日

_____町 総 代 _____